

自己評価実施要項

高等専門学校機関別認証評価

(平成18年度実施分)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

この自己評価実施要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が定める高等専門学校評価基準に基づき、平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価において、対象高等専門学校が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項の構成は、第1章、第2章、第3章からなります。

「第1章 高等専門学校機関別認証評価の内容等」では、機構が実施する本評価の基本的な内容等を記載しています。

「第2章 高等専門学校機関別認証評価の自己評価の方法等」及び「第3章 自己評価書等の作成及び提出方法」では、各対象高等専門学校が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。

なお、巻末には、高等専門学校機関別認証評価の基本的な枠組みを理解していただくため、別途機構で作成した「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」を掲載しています。

各対象高等専門学校においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに	-----	
第 1 章	高等専門学校機関別認証評価の内容等	1
	評価の対象	1
	評価の内容	1
	実施時期	1
	高等専門学校機関別認証評価と自己評価	2
第 2 章	高等専門学校機関別認証評価の自己評価の方法等	3
	目的の記載	3
1	目的の意義	3
2	目的と高等専門学校評価基準との関係	3
3	目的の記載に当たっての留意事項	3
4	選択的評価基準に係る目的	4
	基準 1 ～ 11 の自己評価	4
1	基準ごとの自己評価のプロセス	4
2	基本的な観点及び独自に設定する観点	4
3	観点ごとの分析	5
4	優れた点及び改善を要する点の記述	5
5	概要の記述	5
	選択的評価基準の自己評価	6
1	選択的評価基準の自己評価のプロセス	6
2	目的の達成状況の判断	6
第 3 章	自己評価書等の作成及び提出方法	7
	自己評価書の構成及び様式	7
1	自己評価書の構成	7
2	自己評価書の様式	7
	自己評価結果等の記述要領	7
1	対象高等専門学校の現況及び特徴	7
2	目的	9
3	基準ごとの自己評価	10
4	根拠となる資料・データ等の示し方	13
	自己評価書イメージ（全体）	14
	自己評価書の提出方法	15
1	提出方法	15
2	提出締切及び提出先	15
3	その他	15
別 紙 1	平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のスケジュール	17
別 紙 2	自己評価の根拠となる資料・データ等の例	19
参考資料 1	評価報告書イメージ	41
参考資料 2	高等専門学校機関別認証評価実施大綱	43
参考資料 3	高等専門学校機関別認証評価関係法令	51

第 1 章 高等専門学校機関別認証評価の内容等

評価の対象

国・公・私立高等専門学校のうち，評価の申請のあった高等専門学校（以下「対象高等専門学校」という。）を対象として，評価を実施します。

評価の内容

本評価は，各対象高等専門学校の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして，機構が定める「高等専門学校評価基準」に基づいて実施します。高等専門学校評価基準は，11の基準と2つの選択的評価基準で構成されています。

11の基準は，教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものであり，基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

選択的評価基準は，その評価を希望する高等専門学校のみを対象として，各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価を実施します。

実施時期

平成17年 7 月	高等専門学校機関別認証評価に関する説明会の実施
〃 9 月末	評価の申請受付
〃 11～12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
平成18年 6 月末	自己評価書の提出締切
〃 7 月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成19年 1 月末	評価結果を確定する前に対象高等専門学校に通知
〃 2 月下旬	対象高等専門学校からの意見の申立ての受付締切
〃 3 月下旬	評価結果の確定，公表

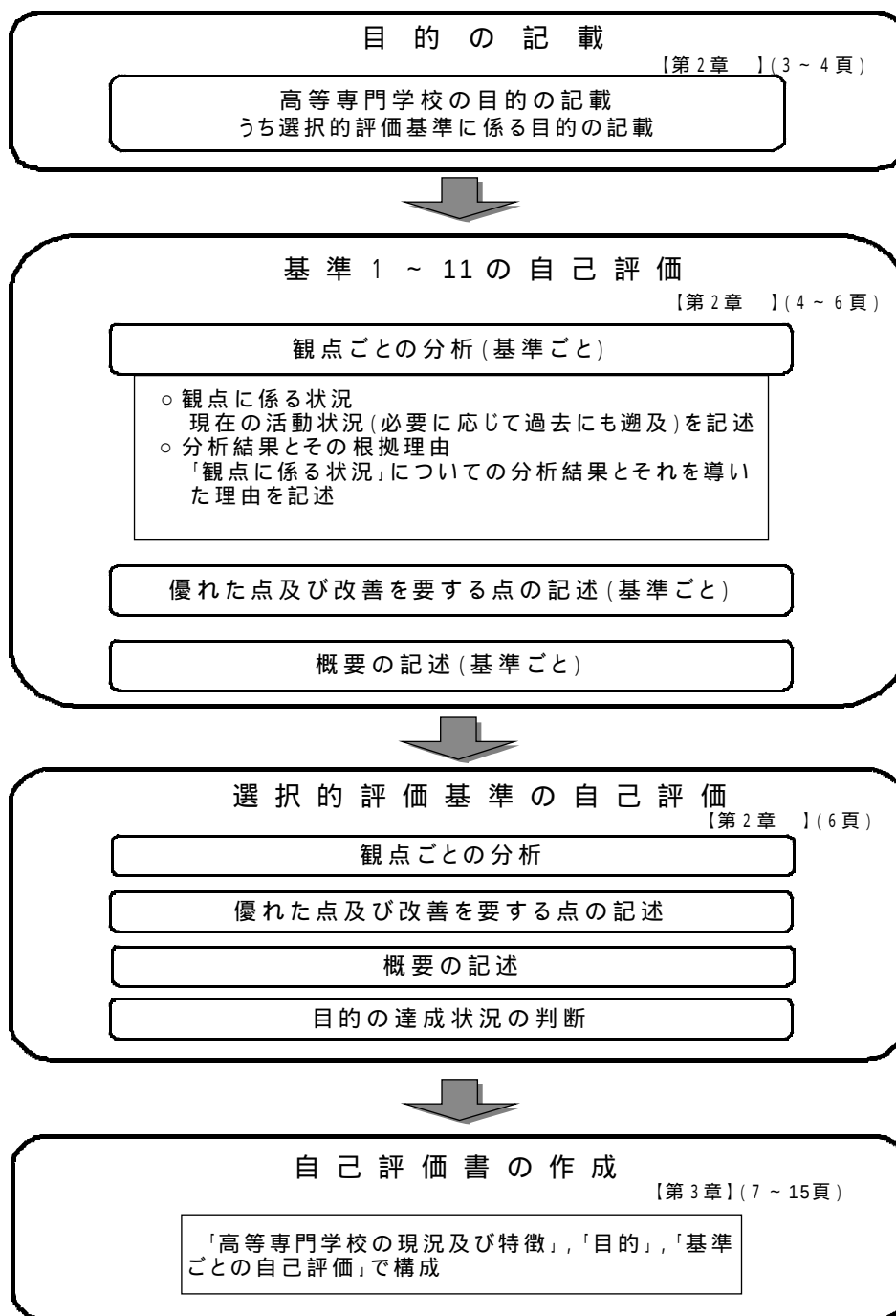
（注） 評価全体のスケジュールは，別紙 1「平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のスケジュール」（17頁）に示すとおりです。

高等専門学校機関別認証評価と自己評価

高等専門学校機関別認証評価においては、対象高等専門学校が行う自己評価が重要な位置を占めています。

対象高等専門学校においては、機構が定める高等専門学校評価基準に基づき、自己評価を実施してください。

自己評価のプロセス



第2章 高等専門学校機関別認証評価の自己評価の方法等

目的の記載

1 目的の意義

本評価における高等専門学校の「目的」とは、高等専門学校の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

目的の記載に当たっては，このことを踏まえ，高等専門学校が現在周知・公表している目的，及びその目的から派生する内容も含めて，高等専門学校の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

なお，高等専門学校の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても，高等専門学校の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を定めている場合には，それを記載してください。

2 目的と高等専門学校評価基準との関係

高等専門学校機関別認証評価は，高等専門学校評価基準に基づき，各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について，基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，教育研究活動等に関して高等専門学校が有する目的を踏まえて評価を行うよう配慮しています。

そのため，本評価の実施に当たっては，対象高等専門学校が目的を明示し，目的に照らして自己評価を行うことが必要です。機構が評価を実施するに当たって，各基準において，この目的を踏まえることにより高等専門学校の個性や特色が評価に反映されることとなります。

3 目的の記載に当たっての留意事項

目的の記載に際しては，次のことに留意してください。

(1) 高等専門学校として期間を定めた目標等を有する場合

高等専門学校がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には，その目標等の達成状況等を評価に反映させることも可能です。その際には，その目標等の基本的な内容を目的として位置付け，記載することが必要です。

(2) 学科・専攻科ごとの独自の目的がある場合

学科や専攻科に共通の目的だけでなく，学科・専攻科ごとに独自の目的がある場合には，まず共通の目的を記載した上で，学科・専攻科ごとに独自の目的を記載してく

ださい。

4 選択的評価基準に係る目的

選択的評価基準の評価を希望する場合には、高等専門学校の目的の記載に加えて、選択的評価基準に係る目的の記載が必要です。

選択的評価基準に係る目的の記載に当たっては、高等専門学校が有する目的のうち、評価を希望する基準に対応するものを記載してください。

なお、選択的評価基準においては、目的の達成状況等を評価することから、当該基準に係る目的が重要な位置を占めることになりますので、目的の内容を具体的かつ明確に記載してください。

基準 1 ～ 11 の自己評価

1 基準ごとの自己評価のプロセス

基準ごとの自己評価は、高等専門学校評価基準に示された 1 ～ 11 の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行います。

なお、自己評価では基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありません。

(注) 機構における評価では、基準ごとに、高等専門学校の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。基準を満たしているかどうかの判断は、基準における全ての観点の分析状況を総合して行いますので、一部に問題があると分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません。

2 基本的な観点及び独自に設定する観点

(1) 基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準に対応して示された基本的な観点に従って高等専門学校の教育研究活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点到係る状況の分析を行ってください。(ただし、「・・・の場合」といった条件が付されている基本的な観点について、これに該当しない場合には分析を行う必要はありません。また、その際には「該当なし」と記述してください。)

観点ごとの分析は、結合することなく観点的番号ごとに行ってください。

なお、必要な観点的分析を行っていない場合や観点的内容を逸脱した分析を行っている場合などで、機構の評価において当該基準を満たしているかどうかの判断ができない場合には、その基本的な観点的状況の分析の補充を求めることがあります。

(2) 各高等専門学校において、基本的な観点到加えて、高等専門学校の状況や目的に

じて独自の観点の設定が必要と考えられる場合があります。こうした場合には、各基準に対応した、独自の観点を適切に設定したうえで分析を行ってください。

3 観点ごとの分析

- (1) 基本的な観点及び高等専門学校が独自に設定した観点の分析に当たっては、観点ごとに、「観点到係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

「観点到係る状況」については、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述してください。この際、取組や活動の内容等について、当該観点的状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。

なお、各観点到関して、高等専門学校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。また、それにより対象高等専門学校の個性や特色を表すことができます。

「分析結果とその根拠理由」は、「観点到係る状況」についての分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「観点到係る状況」に記載した根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください。

- (2) 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等の例」(19～39頁)には、基本的な観点到従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してありますので、適宜参考にしてください。これらはあくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではありません。各高等専門学校の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください。

- (3) 観点ごとの分析に当たっては、高等専門学校全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点的性格・内容により、学科・専攻科ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。

また、基準5以外の基準において、観点的性格・内容により、課程別に分析が必要な場合には、高等専門学校全体としての状況の分析を行い記述した上で、課程別に「観点到係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

4 優れた点及び改善を要する点の記述

基準ごとに観点的分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出し、記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

5 概要の記述

基準ごとに観点的分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。

概要は、当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、機構が実施

した評価の結果の報告書（以下「評価報告書」という。）に原則として原文のまま転載します。対象高等専門学校においては、そのことに留意し、自己評価書との整合性を確認した上で、記述してください。

選択的評価基準の自己評価

1 選択的評価基準の自己評価のプロセス

選択的評価基準の自己評価は、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」、「目的の達成状況の判断」の流れで行います。～については、前記「基準1～11の自己評価」に準じます。

2 目的の達成状況の判断

選択的評価基準の目的の達成状況は、選択的評価基準に係る目的に照らし、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、4段階で判断してください。

なお、以下の「判断の際の考え方」を目安に、「判断を示す記述」を用いて、目的の達成状況の判断を行ってください。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が非常に優れており、目的に照らして全体の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が優れており、目的に照らして全体の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に改善すべきところはあるが、目的に照らして全体の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に問題があり、目的に照らして全体の達成状況が不十分であると判断される場合

第3章 自己評価書等の作成及び提出方法

自己評価書の構成及び様式

1 自己評価書の構成

自己評価書は、次の構成で作成してください。自己評価書の全体的なイメージは、「自己評価書イメージ」(14頁)を参照してください。

- (1) 対象高等専門学校の現況及び特徴
- (2) 目的
- (3) 基準ごとの自己評価

2 自己評価書の様式

自己評価書は、下記及び「自己評価結果等の記述要領」に沿って、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に掲載している自己評価書様式ファイルにより作成してください。

自己評価書様式ファイルは、一太郎版及びMS-Word版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

- (1) 自己評価書は、A4縦長・横書きで作成してください。
- (2) 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用してください。
- (3) 「対象高等専門学校の現況及び特徴」のページ以降、中央下に通し番号を付けてください。
- (4) 各ページの右上に高等専門学校名を記述してください。(表紙を除く。)
- (5) 「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの右上に(4)の高等専門学校名に加え、基準の番号を記述してください。選択的評価基準のページの右上には、(4)の高等専門学校名に加え、「選択的評価基準」と記述してください。

自己評価結果等の記述要領

1 対象高等専門学校の現況及び特徴

対象高等専門学校の現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって2,000字(横25字×縦40行×2段)以内で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

(1) 現況

高等専門学校名

高等専門学校を記述してください。

所在地

高等専門学校の本部の所在地とし、都道府県、市町村名まで記述してください。（東京特別区の場合は区名まで記述してください。）

学科等の構成

設置されている学科・専攻科を，全て記述してください。

学生数及び教員数

平成18年5月1日現在の、学科・専攻科の学生数及び教員数を記述してください。

ただし、教員数については、休職者や長期海外渡航者を除く専任教員（教授，助教授，講師，助手）の現員数を記述してください。

(2) 特徴

高等専門学校の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、高等専門学校の特徴が表れるように記述してください。

対象高等専門学校の実況及び特徴

○ ○ 高等専門学校

1 現況

(1) 高等専門学校名
○ ○ 高等専門学校

(2) 所在地
○ ○ 県 ○ ○ 市

(3) 学科等の構成
学科：○ ○ 学科，○ ○ 学科
専攻科：○ ○ 専攻

(4) 学生数及び教員数
(平成18年5月1日現在)

学生数：学科 ○ ○ 人
 専攻科 ○ ○ 人
教員数：○ ○ 人

2 特徴

【対象高等専門学校の現況及び特徴】

平成18年5月1日現在の学生数及び教員数を記述してください。

なお、(3)学科等の構成と併せて学科・専攻科ごとの学生数及び教員数を表により示すこともできます。

(参考例)

学生数						単位 人
学年・課程	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	合計
○ ○ 学科						
○ ○ 学科						
○ ○ 学科						
○ ○ 学科						
計						

専攻科課程				単位 人
	1 学年	2 学年	合計	
○ ○ 専攻				
○ ○ 専攻				
計				

教員数					単位 人
区 分	教授	助教授	講師	助手	合計
一般科目					
○ ○ 学科					
○ ○ 学科					
○ ○ 学科					
計					

2 目的

- (1) 第2章の「目的の記載」を踏まえ、高等専門学校を4,000字（横50字×縦40行×2ページ）以内に記載してください。また、選択的評価基準に係る目的は、それとは別に1つの基準につき2,000字（横50字×縦40行×1ページ）以内に記載してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。
- (2) 「高等専門学校の目的」と「選択的評価基準に係る目的」は別ページとしてください。
- (3) 記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

The diagram illustrates the layout of the evaluation report pages. It shows two main sections: the top section for the college's purpose and the bottom section for the purpose related to the selective evaluation criteria. The top section is divided into two parts: the college's purpose and the purpose of the college's courses. The bottom section is for the purpose related to the selective evaluation criteria. Arrows indicate the flow of information and the placement of text.

【高等専門学校の目的】

高等専門学校の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等について記載してください。適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど分かりやすく記載してください。

目的

○○高等専門学校

1

2

3

(準学士課程・専攻科課程等ごとの独自の目的)

.

.

.

-2-

改ページ

【選択的評価基準に係る目的】

選択的評価基準に係る目的を具体的かつ明確に基準ごとにページを改めて記載してください。適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど分かりやすく記載してください。

○○高等専門学校

(選択的評価基準「研究活動の状況」に係る目的)

1

2

3

3 基準ごとの自己評価

- (1) 第2章の「基準1～11の自己評価」及び「選択的評価基準の自己評価」を踏まえ、基準1～11については、基準ごとに「観点ごとの分析」と「優れた点及び改善を要する点」を合わせて5,000字以内、選択的評価基準については、基準ごとに7,000字以内で記述し、フォントは明朝体10.5ポイントを使用してください。基準1～11、選択的評価基準の「自己評価の概要」については、基準ごとに1,000字以内で記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。また、記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。
- (2) 基準によって基本的な観点の数が異なりますので、上記(1)の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、基準1～11については、「観点ごとの分析」と「優れた点及び改善を要する点」を合わせて、全体で55,000字以内の範囲で調整して記述することができます。基準1～11の「自己評価の概要」については、上記(1)の字数制限を踏まえつつ、全体で11,000字以内の範囲で調整して記述することができます。
- (3) なお、高等専門学校[※]の規模によって上記(1)、(2)に示す字数制限を超えることも想定されますので、その場合には、別途機構にご相談ください。
- (4) 基準1～11、選択的評価基準の「自己評価の概要」の記述内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

[illegible]

- (5) 選択的評価基準の評価を希望する場合には、その自己評価結果を、基準11の自己評価結果のあとに続けて記述してください。自己評価書の構成上は、「基準ごとの自己評価」に含まれます。

[illegible]

4 根拠となる資料・データ等の示し方

- (1) 資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に記述した事項との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(コピーの貼り付けや差込でも構いません。)その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることがないように、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。また、本文中に記載することで読みにくくなる場合には、別添として記載してください。本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典を必ず明記してください。
- (2) 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- (3) 資料・データ等には、対象高等専門学校で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分等も活用できます。
- (4) 機構の評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- (5) 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- (6) 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等の例」(19～39頁)に、根拠となる資料・データ等の例示を掲載しましたので、適宜参考にしてください。

自己評価書イメージ（全体）

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

平成18年〇月
〇〇高等専門学校

〇〇高等専門学校

目次

対象高等専門学校の現況及び特徴・・・1

目的・・・・・・・・・・・・・・2

基準ごとの自己評価

基準1 高等専門学校の目的・・・・・・・・〇

基準2 教育組織（実施体制）・・・・・・・・〇

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇

基準11 管理運営・・・・・・・・〇

選択的評価基準

研究活動の状況・・・・・・・・〇

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇

〇〇高等専門学校

対象高等専門学校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1) 高等専門学校名	・・・・・・・・
(2) 所在地	・・・・・・・・
(3) 学科等の構成	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
(4) 学生数及び教員数	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・

- 1 -

〇〇高等専門学校

目的

〇〇高等専門学校の使命

1 ・・・・・・・・

2 ・・・・・・・・

教育目標等

1 ・・・・・・・・

2 ・・・・・・・・

・

・

・

- 2 -

〇〇高等専門学校

（選択的評価基準「研究活動の状況」に係る目的）

1 ・・・・・・・・

2 ・・・・・・・・

・

・

・

- 〇 -

〇〇高等専門学校 基準1

基準ごとの自己評価

基準1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの分析
（観点到係る状況）
（分析結果とその根拠理由）

(2) 優れた点及び改善を要する点
（優れた点）
（改善を要する点）

(3) 基準1の自己評価の概要

- 〇 -

- 〇 -

- 〇 -

〇〇高等専門学校 基準2

基準2 教育組織（実施体制）

(1) 観点ごとの分析
（観点到係る状況）
（分析結果とその根拠理由）

(2) 優れた点及び改善を要する点
（優れた点）
（改善を要する点）

(3) 基準2の自己評価の概要

- 〇 -

- 〇 -

- 〇 -

（略）

〇〇高等専門学校 基準11

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析
（観点到係る状況）
（分析結果とその根拠理由）

(2) 優れた点及び改善を要する点
（優れた点）
（改善を要する点）

(3) 基準11の自己評価の概要

- 〇 -

- 〇 -

- 〇 -

〇〇高等専門学校 選択的評価基準

選択的評価基準
研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析
（観点到係る状況）
（分析結果とその根拠理由）

(2) 優れた点及び改善を要する点
（優れた点）
（改善を要する点）

(3) 選択的評価基準の自己評価の概要

(4) 目的の達成状況の判断

- 〇 -

- 〇 -

- 〇 -

注） は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。

自己評価書の提出方法

1 提出方法

(1) 自己評価書 20部

両面印刷したものを提出してください。ただし、表紙の裏面は白紙としてください。

(2) 自己評価書の電子媒体 1部

自己評価書を保存した、3.5インチFD(2HD型,Windows 1.44MBフォーマット),MO,CD-R,DVD-Rのいずれかを提出してください。なお、「高等専門学校名」並びに「高等専門学校機関別認証評価」と記入したラベルを貼付してください。

電子媒体で提出する自己評価書については、次の点に注意してください。

- ・外字は使用しないでください。
- ・漢字コードは、原則としてJIS第1,第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
(例)単位記号,省略文字等
- ・人名等でJIS第1,第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお,Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

2 提出締切及び提出先

(1) 提出締切 平成18年6月30日(金)必着

(2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価事業部

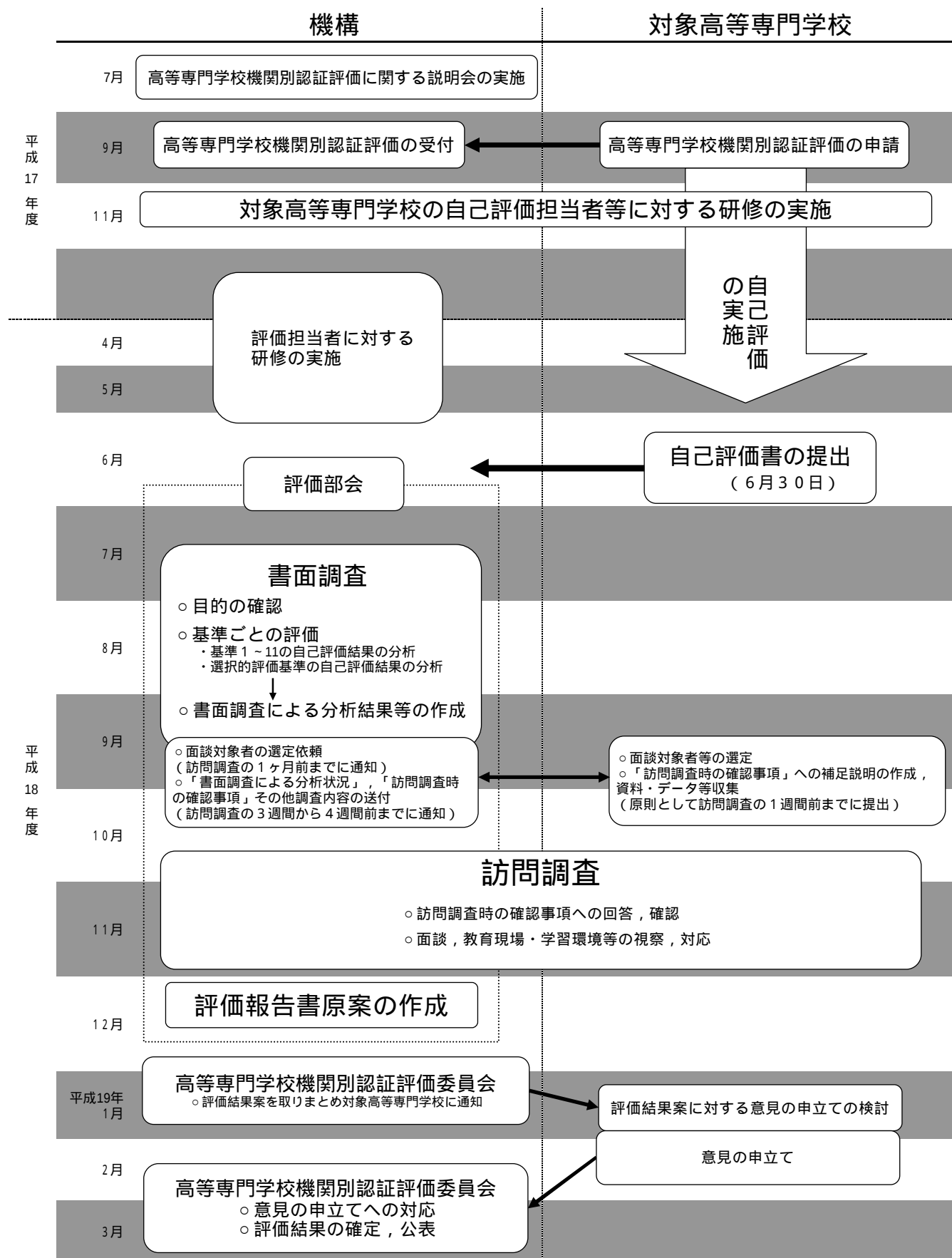
(3) 封筒の表面の左側部に「高等専門学校機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示してください。

3 その他

- (1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。
- (2) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「対象高等専門学校の現況及び特徴」、「目的」、基準1～11、選択的評価基準の「自己評価の概要」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のスケジュール

原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



自己評価の根拠となる資料・データ等の例

ここには、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を観点ごとに示す枠の中に例示してあります。これらはあくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではありません。各対象高等専門学校等の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください。

なお、資料・データ等を記載することにより自己評価書の本文が読みにくくなることのないよう、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限となるよう留意してください。

基準 1 高等専門学校の目的

- 1 - 1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないこと。

- 1 - 1 - 目的として，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等が，明確に定められているか。

・学則等（学校概要，学生募集要項，ウェブサイト等）の該当箇所

- 1 - 1 - 目的が，学校教育法第 70 条の 2 に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。

・学則等（学校概要，学生募集要項，ウェブサイト等）の該当箇所

- 1 - 2 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

- 1 - 2 - 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

・学生便覧，履修要項等，学生が参照する冊子の該当箇所
 ・高等専門学校の目的が明記された教職員用の冊子の該当箇所
 ・教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合には，その議事録等
 ・授業や新入生ガイダンス等で周知のための取組がなされている場合には，その記録や資料等
 ・教職員研修等で周知のための取組がなされている場合には，その記録や資料等
 ・教職員及び学生に対する高等専門学校の目的の認知度に関するアンケート等が行われている場合には，その結果等，周知の程度や効果を示すデータ

1 - 2 - 目的が，社会に広く公表されているか。

- ・ 高等専門学校が明記された学校概要等の冊子の該当箇所
- ・ 高等専門学校が明記されたウェブサイトの掲載箇所
- ・ 入試説明会，ガイダンス等で公表されている場合には，そのパンフレット等の該当箇所
- ・ 公表の程度や効果を示すデータ（冊子やパンフレット等の配付先，配付数，ウェブサイトの利用状況等）

基準 2 教育組織（実施体制）

2 - 1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織）が，目的に照らして適切なものであること。

2 - 1 - 学科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・ 学科の構成が把握できる資料（学則の該当部分，組織図等）

2 - 1 - 専攻科を設置している場合には，専攻科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・ 専攻科の構成が把握できる資料（学則の該当部分，組織図等）

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には，それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・ センター等の構成が把握できる資料（学則の該当箇所，組織図等）
・ 教育組織の一部としてのセンター等の役割が把握できる資料（運営規則等）

2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

2 - 2 - 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され，教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

・ 当該事項を審議するための組織の構成図，運営規則等
・ 当該事項の審議内容を記した会議の議事録等

2 - 2 - 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が，機能的に行われているか。

・ 一般科目及び専門科目の連携に関する検討を行う会議等の議事録等
・ 一般科目及び専門科目の内容の連携が確認できる授業時間表及びシラバス等の該当箇所

2 - 2 - 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

・ 学級担任制や課外活動における支援体制の組織規定，支援活動の内容等
・ 支援活動の実績を示す資料
・ 支援活動についての審議内容を記した会議の議事録等
・ 学生課等事務組織図と役割分担

基準 3 教員及び教育支援者

3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

- 3 - 1 - 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

・一般科目担当教員の配置状況（専任教員・非常勤教員別配置状況一覧）

- 3 - 1 - 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

・学科ごとの専門科目担当教員の配置状況（専任教員・非常勤教員別配置状況一覧）

- 3 - 1 - 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

・専攻ごとの授業科目担当教員の配置状況（専任教員・非常勤教員別配置状況一覧）

- 3 - 1 - 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。）が講じられているか。

・教員年齢構成や性別構成の一覧
・教員の年齢構成の均衡を図るための採用方針や実績等がある場合には、それを示すもの
・教育経歴、実務経験を持つ者の任用状況
・学位取得に対する支援内容や取得実績
・任期制や公募制を導入している場合には、その実施状況及び規則
・外国人教員の確保がなされている場合には、その任用状況
・優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要及び実施状況

3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

- 3 - 2 - 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

・教員の採用基準、昇格基準
・教員の採用や昇格に関しての手続き規定
・教育上の指導能力に関する評価の実施状況を把握できる資料

- 3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。

・学校内部の自己評価委員会等の活動実績、規則、構成図、議事録等
・授業評価アンケート等の実施状況
・教育活動に関する自己評価の状況

3 - 3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

3 - 3 - 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

- ・ 教務関係事務組織図
- ・ 事務職員，技術職員及び司書の配置状況が把握できる資料
- ・ 教育活動に関わる事務分掌が把握できる資料
- ・ 教育活動に関わる技術職員の活用状況が把握できる資料

基準 4 学生の受入

4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。

4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

- ・ アドミッション・ポリシー本文
- ・ 入試説明会時の資料、学校要覧、学生募集要項等、アドミッション・ポリシーが記載されている刊行物やウェブサイトの該当箇所
- ・ 公表の程度や効果を示すデータ（刊行物の配布先、配付数、ウェブサイトの利用状況等）
- ・ 教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合には、その議事録等
- ・ 教職員に対するアドミッション・ポリシーの認知度に関するアンケート等が行われている場合には、その結果等、周知の程度を直接示すデータ

4 - 2 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

- ・ 入学者選抜要項
- ・ 面接要領
- ・ 入学試験実施状況
- ・ 過去3年程度の入試問題

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図るための会議等の規則
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録等

4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- ・ 入学者の状況（入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数等）を示す資料
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録や改善を図った取組状況等

基準 5 教育内容及び方法

< 準学士課程 >

5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5 - 1 - 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

- ・ 授業科目の開設状況（一般教育科目・専門教育科目等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
- ・ 授業科目系統図、教育課程概念図
- ・ 授業時間割
- ・ 授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材、授業で使用したプリント等

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

- ・ 他学科の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等
- ・ 他の高等教育機関との単位互換を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則、協定書等
- ・ インターンシップを実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
- ・ 専攻科課程教育との連携を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等

5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等の該当箇所
- ・ 授業形態の組合せ・バランスが把握できる資料
- ・ 学習指導法の工夫が把握できる資料（シラバス、受講学生数（履修学生数、単位取得学生数）が把握できる資料、該当する事柄を記した冊子等の資料）

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

- ・ シラバス
- ・ シラバス作成に関する規則
- ・ 学生や教員に対してアンケート等でシラバスの活用に関するアンケートを実施している場合には、その結果等

5 - 2 - 創造性を育む教育方法（PBL など）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

- ・ 該当科目のシラバス，教材，配布資料等
- ・ インターンシップを実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項，実施報告書，提携・受入企業，派遣・単位認定実績等）

5 - 3 成績評価や単位認定，進級・卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

5 - 3 - 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され，学生に周知されているか。また，これらの規定に従って，成績評価，単位認定，進級認定，卒業認定が適切に実施されているか。

- ・ 成績評価・単位認定規定
- ・ 進級・卒業認定規定
- ・ 成績評価基準，卒業認定基準
- ・ 成績評価・単位認定及び卒業認定規定が学生に周知されていることを示すものとして，学生便覧，シラバス，オリエンテーション時の配布資料等の該当箇所
- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・ 単位認定に係る会議資料
- ・ 進級認定，卒業認定に係る会議資料
- ・ 単位を認定した学生の試験答案
- ・ 成績評価の分布表

5 - 4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

5 - 4 - 教育課程の編成において，特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

- ・ 授業時間割
- ・ 特別活動の実施状況や内容を把握できる資料（テーマ一覧，シラバス，実施時の配布資料等）
- ・ ホームルームの実施状況や内容を把握できる資料（活動内容一覧，シラバス，配付資料等）

5 - 4 - 教育の目的に照らして，生活指導面や課外活動等において，人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

- ・ 学生指導の内容を把握できる資料（学生指導体制，実施要領，学生指導時の配布資料，指導報告書等）
- ・ 学校行事の実績や計画（行事一覧表，個々のプログラム，実施要領，活動報告書等）
- ・ 学生会活動，クラブ活動等の体制や実績（部活動一覧，顧問の配置，活動時間，活動報告等）

< 専攻科課程 >

5 - 5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。

5 - 5 - 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

- ・ 学科・専攻科関連図，学科・専攻科科目関連図
- ・ 履修の手引きの該当箇所
- ・ 学科と専攻科の教育内容の連携の状況が把握できる資料

5 - 5 - 教育の目的に照らして，授業科目が適切に配置（例えば，必修科目，選択科目等の配当等が考えられる。）され，教育課程の体系性が確保されているか。また，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿って，教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

- ・ 授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択等の別）
- ・ 授業時間割
- ・ 授業科目系統図，教育課程概念図
- ・ 授業科目案内，履修要項やシラバス等，授業内容を把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材，授業で使ったプリント等

5 - 5 - 学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば，他専攻の授業科目の履修，他高等教育機関との単位互換，インターンシップによる単位認定，補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

- ・ 他専攻の授業科目の履修を認めている場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等
- ・ 他の高等教育機関との単位互換を実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則，協定書等
- ・ インターンシップによる単位認定を実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項，提携・受入企業，派遣・単位認定実績等）
- ・ 補充教育を実施している場合には，補習授業の実施状況が把握できる資料（対象者，開設科目，時間割等）

5 - 6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

5 - 6 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態のバランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，教材の工夫，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）

- ・ 学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項等の該当箇所
- ・ 授業形態の組合せ・バランスが把握できる資料
- ・ 学習指導法の工夫が把握できる資料（シラバス，受講学生数（履修学生数，単位取得学生数）が把握できる資料，該当する事柄を記した冊子等の資料）

5 - 6 - 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

- ・ 該当科目のシラバス，教材，配布資料等
- ・ インターンシップを実施している場合には，その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項，実施報告書，提携・受入企業，派遣・単位認定実績等）

- 5 - 6 - 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

- ・シラバス
- ・シラバス作成に関する規則
- ・学生や教員に対するアンケート等でシラバスの活用に関するアンケートを実施している場合には、その結果等

- 5 - 7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

- 5 - 7 - 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

- ・技術職員などの教育的機能が活用されている場合には、その実施状況が把握できる資料（技術職員の配置状況、研究補助等の内容等）
- ・複数教員による指導を行っている場合には、その指導体制が把握できる資料（研究指導の基本方針、学生の研究テーマと指導教員一覧等）
- ・研究テーマ決定に対する指導を行っている場合には、その指導状況が把握できる資料（研究テーマ決定に対する指導プロセス等）

- 5 - 8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

- 5 - 8 - 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

- ・成績評価・単位認定規定
- ・進級・修了認定規定
- ・成績評価基準、修了認定基準
- ・成績評価・単位認定及び修了認定規定が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配布資料等の該当箇所
- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・単位認定に係る会議資料
- ・進級認定、修了認定に係る会議資料
- ・単位を認定した学生の試験答案
- ・成績評価の分布表

基準 6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

6 - 1 - 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

・達成状況を把握・評価するための委員会等の組織体制、活動状況が把握できる規則、議事録等

6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

・単位取得率、成績評価の分布表、進級率、留年・休学・退学状況、卒業率、進学率、就職率
・資格取得者数
・卒業研究、卒業制作
・各種コンペティション等の受賞数、発表内容

6 - 1 - 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

・就職率、進学率、全卒業生に対する就職者・進学者・その他・進路未決定者等の割合
・就職先（産業別・職業別等）、進学先（教育機関別、専門分野別等）

6 - 1 - 学生が行う学習達成度評価等から判断して、学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。

・学習達成度に関するアンケート調査資料、学生による授業評価や満足度評価に学習達成度に関する項目が含まれている場合にはその該当箇所等（様式及び回答結果等）

6 - 1 - 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

・卒業（修了）生、進路先等に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要を示す資料（聴取対象者、実施時期、聴取内容及び結果等）

基準 7 学生支援等

7 - 1 学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。

7 - 1 - 学習を進める上でのガイダンスが整備され，適切に実施されているか。また，学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。

- ・ガイダンスの実施及び内容を把握できる資料（スケジュール，担当者，対象者別実施回数，参加状況，配付資料等）
- ・オフィスアワーの実施状況（オフィスアワー一覧表等）
- ・学級担任や科目担当教員による相談・助言の内容を確認できる資料（指導マニュアル，関連規則等）
- ・メールによる相談・助言体制
- ・学習相談，助言の実施体制の学生への周知状況（刊行物，プリント，ウェブサイト等の該当箇所）
- ・学習相談，助言の実施体制の利用実績

7 - 1 - 自主的学習環境（例えば，自主学習スペース，図書館等が考えられる。）及び厚生施設，コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され，効果的に利用されているか。

- ・学生の自主的学習に供されている各施設・設備の整備状況（部屋数，収容人数，机，パソコン，工作機器等の台数等），利用計画，利用規定，学生に対する利用案内及びその配付状況等
- ・学生の自主的学習への配慮（図書館の延長開館，講義室の利用許可等）が把握できる資料（利用規定等）
- ・各施設・設備の利用状況，利用実績（学生の入室数，工作機器等の利用件数，利用延べ時間等）

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズ（例えば，資格試験や検定試験受講，外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

- ・学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- ・学生との懇談会が実施されている場合には，内容報告等における該当箇所
- ・意見投書箱等が設置されている場合には，設置状況，意見例等

7 - 1 - 資格試験や検定試験受講，外国留学のための支援体制が整備され，機能しているか。

- ・ガイダンス，説明会等の実施及び内容を把握できる資料（スケジュール，対象者別実施回数，参加状況，配付資料等）
- ・補習授業や学習相談を行っている場合には，担当教員，受講者数，実施科目，対象者別実施回数，使用教材，配付プリント等
- ・資格試験・検定試験の受験者数，合格者数等
- ・資格取得による単位修得の認定を行っている場合には，関連規則，単位認定実績等
- ・外国留学に関する手続きの支援，単位認定，交流協定の締結等を行っている場合には，内容が把握できる資料や関連規則，留学実績等

- 7 - 1 - 特別な学習支援が必要な者（例えば，留学生，編入学生，社会人学生，障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には，学習支援体制が整備され，機能しているか。

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表，指導・支援内容一覧，指導マニュアル等
- ・ 特別カリキュラム，特別クラスの編成状況，補習授業の開設・実施状況（担当教員，実施科目，対象者別実施回数，使用教材，受講者数等）
- ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割，シラバス等）
- ・ 編入学生に対する入学前の指導を行っている場合には，指導スケジュール，指導内容が記載された資料等
- ・ 編入学生に対して入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には，実施状況及び内容（担当教員，実施科目，対象者別実施回数，使用教材等）
- ・ 障害のある学生に対する支援体制（ノートテーカー等）の整備状況
- ・ 社会人学生に対する情報提供（メール，ウェブサイト等）
- ・ 社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表，配付プリントの該当箇所等）

- 7 - 1 - 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され，機能しているか。

- ・ 課外活動の支援に関する規定，組織図
- ・ 運営金の収支決算書
- ・ 支援活動の実績を示す資料（課外活動に対する支援活動一覧等）
- ・ 施設の整備状況（学生会室，サークル棟等）

- 7 - 2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。

- 7 - 2 - 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。

- ・ 生活指導の体制，指導内容，組織図，関連規則，委員会資料等
- ・ 学級担任や主事等による指導の内容
- ・ 学生相談室，保健センター等の概要（設置規則，相談員，カウンセラーの配置，学生に対する相談の案内等）
- ・ 各種ハラスメント等の相談取扱要項
- ・ 相談・助言の体制の利用実績，相談・対応例
- ・ 奨学金，授業料減免，特待生，緊急時の貸与等の制度の概要，規則，学生・保護者向けの案内，実績等

- 7 - 2 - 特別な支援が必要な者（例えば，留学生，障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には，生活面での支援が適切に行われているか。

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表，指導・支援内容一覧等
- ・ 留学生に対する施設・設備の整備状況（室名の外国語表記等）
- ・ 障害のある学生に対する施設・設備の整備状況

7 - 2 - 学生寮が整備されている場合には，学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

- ・ 学生寮の設置状況（料金体系を含む），入寮状況，施設・設備の整備状況等
- ・ 学生寮の管理組織に係る規定，組織図
- ・ 学生寮の規則，寮内の自治組織の概要・規定
- ・ 学生寮内の自習室・談話室等の整備状況（設置・配置状況，面積，机の数，利用時間，利用規定等）
- ・ 自習時間の設定状況
- ・ 欠課・欠席の多い寮生に対する指導内容，在室点検簿

7 - 2 - 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され，機能しているか。

- ・ 学級担任や学年主任等の進路指導マニュアル，ガイダンス実施状況（スケジュール，対象者別実施回数，配付資料等）
- ・ 進路指導に関する委員会等の規定，組織図，会議資料
- ・ 進路指導室等の概要（担当者，指導内容，学生に対する利用案内，対応時間等）
- ・ 学生や保護者に対する進路に係る説明会・ガイダンス等の実施状況（スケジュール，対象者別実施回数，配付資料等）
- ・ 企業訪問スケジュール，訪問先，訪問件数

基準 8 施設・設備

8 - 1 教育課程に対応して施設，設備が整備され，有効に活用されていること。

- 8 - 1 - 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば，校地，運動場，体育館，教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設，図書館等，実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され，有効に活用されているか。

- ・各施設・設備の整備状況（施設配置図，部屋数，面積，収容人数，開館時間，パソコンや工作機器等の数），整備計画
- ・各種施設のパンフレット（設置・利用目的が分かる部分）
- ・利用計画・利用状況（講義室稼働率等）
- ・施設・設備を管理するための組織体制，業務内容等
- ・設備使用に関する規定，設備利用の手引き等

- 8 - 1 - 教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されているか。

- ・学生のニーズを把握できるもの（学生アンケートの様式，回答結果，分析結果，学生との懇談会の内容報告等における該当箇所等）
- ・情報ネットワークの整備状況（パソコン等接続状況，学内 LAN 構成図，ネットワーク端末一覧，授業内外で学生の利用可能なパソコンの台数，情報処理センターの組織規定等）
- ・セキュリティポリシー
- ・セキュリティシステムの概要，情報ネットワークの管理体制及び業務内容，講習会・情報倫理教育の実施状況
- ・利用規則，利用する授業一覧，授業での具体的な利用を示す資料（シラバスの該当部分等），自主学習での利用状況（利用人数，利用延べ時間）

8 - 2 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

- 8 - 2 - 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され，有効に活用されているか。

- ・図書等の資料（ソフトウェア，視聴覚教材等を含む。）の内容，冊数等のデータ
- ・図書等の整備方針，受入図書の決定方法，受入実績
- ・利用実績（図書等貸出数，図書館入館者数）等
- ・図書館の利用促進に向けた取組を行っている場合には，その内容が把握できる資料

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9 - 1 - 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

- ・教育活動の実態を示す資料・データ等の収集体制が把握できる資料
- ・教育活動の実態を示す資料・データ等の蓄積状況が把握できる資料
- ・自己点検評価報告書の該当箇所
- ・評価の実施体制が把握できる資料（組織構成図、関連規則等）

9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行なわれており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学生からの意見聴取の実施状況（実施方法、回数、対象者等）、意見内容の例、アンケート結果集計表等
- ・学生の意見が反映されている授業評価報告書、自己点検・評価報告書、外部評価報告書等の該当箇所

9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学外関係者（卒業（修了）生、進学先、就職先等）からの意見聴取の実施状況（実施方法、回数、対象者等）、意見内容の例、アンケート結果集計表等
- ・学外関係者の意見が反映されている自己点検・評価報告書、外部評価報告書等の該当箇所

9 - 1 - 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

- ・各種委員会等の体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録、活動記録等）
- ・評価結果を改善策に結び付ける仕組みを把握できる資料（点検項目、評価結果、分析内容等）、活動実績等

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

- ・評価結果の教員へのフィードバック状況（通知時期、方法、内容等）等、改善のための評価活動が機能していることを把握できる資料
- ・具体的改善方策の内容等（カリキュラム・授業方法・シラバス等の改善例、授業改善計画、評価結果と改善方策の対応表等）
- ・教員の改善活動報告書等

9 - 1 - 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

- ・教育方法の改善についての研究における成果を授業で実践した具体例等
- ・各教員の専門分野における研究成果を授業に取り入れた具体例等
- ・学生を交えて研究を行うなど、各教員の専門分野における研究過程を教育に役立てている具体例等

9 - 2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

- ・学生及び教職員のニーズを汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ファカルティ・ディベロップメントに関する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規則
- ・ファカルティ・ディベロップメント（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）の内容・方法及び実施状況（教員の参加状況、配付資料等）

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

- ・ファカルティ・ディベロップメントに関する報告書等の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善が把握できる資料
- ・具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等）

基準10 財務

10 - 1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

10 - 1 - 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

・貸借対照表、財産目録、予算書・決算書等の財務諸表、資産の保有状況一覧

10 - 1 - 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

・収入の確保等の状況（授業料等、外部資金等）

10 - 2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

10 - 2 - 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

・収支計画及びその審議・決定状況、公表状況

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

・損益計算書

10 - 2 - 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

・資源配分に係る方針及びその審議・策定状況
・教育経費の配分資料
・研究経費の配分資料

10 - 3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

10 - 3 - 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

・財務諸表の公表状況（刊行物、ウェブサイトの掲載箇所等）

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

・監査報告書

基準11 管理運営

11 - 1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

11 - 1 - 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

- ・校長、各主事、委員会等の体制が把握できる資料（構成、役割・責任、組織等相互関連図、関連諸規則等）
- ・企画・立案から意思決定までの過程が把握できる資料

11 - 1 - 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

- ・管理運営に関する委員会、事務組織の体制が把握できる資料（構成、役割・責任、組織等相互関連図、関連諸規則等）

11 - 1 - 管理運営の諸規定が整備されているか。

- ・関係諸規定及びその整備状況が把握できる資料

11 - 2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。

11 - 2 - 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

- ・懇談会や企業訪問等で意見を把握している場合には、意見内容と聴取機会が確認できる資料
- ・外部有識者の意見を管理運営に反映させる体制（フィードバックの方法、組織関係図、関連規則等）
- ・管理運営に具体的に反映された内容が把握できる資料
- ・外部評価の実施体制、実施状況が把握できる資料

11 - 3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

11 - 3 - 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

- ・自己点検・評価の実施体制、実施状況、点検項目一覧、関連規則
- ・自己点検・評価報告書
- ・自己点検・評価の結果が掲載された刊行物の該当箇所及び配布状況
- ・自己点検・評価の結果が掲載されたウェブサイトの該当箇所等

11 - 3 - 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

- ・各種委員会等のシステム体制及び活動状況が把握できる資料（組織相互関連図、役割と責任、関係諸規則、議事録、活動記録等）
- ・具体的改善方策・事例の内容
- ・評価結果のフィードバック状況が把握できる資料

(選択的評価基準)

選択的評価基準 研究活動の状況

高等専門学校の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。

- 1 - 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。

- ・ 研究に携わる教員等の配置状況
- ・ 研究テーマ一覧
- ・ 教員個人による研究に対する支援体制，内容が把握できる資料
- ・ 研究支援組織（事務組織等）との連携体制及びその機能状況
- ・ 共同研究等，他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況

- 1 - 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。

- ・ 地域社会との連携・協力の実績
- ・ 技術・製品等の創出・改善の実績，特許等出願状況，特許等取得の実績
- ・ 教材開発，教科書執筆等の実績
- ・ 論文発表，学会・研修会での発表等の実績
- ・ 外部資金応募状況
- ・ 外部資金獲得状況
- ・ 各種受賞等の実績
- ・ 研究活動状況や成果についての新聞記事等

- 1 - 研究活動等の実施状況や問題点を把握し，改善を図っていくための体制が整備され，機能しているか。

- ・ 各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織関係図，関係諸規程，議事録，活動記録，分析内容等）
- ・ 教職員や学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ 外部評価報告書又は自己点検・評価報告書の該当箇所
- ・ 具体的改善事例の内容，実績等

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

- 1 - 高等専門学校の教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。

- ・教育サービスの目的が記載されている規定等の該当箇所
- ・教育サービスの目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料等の該当箇所
- ・教育サービスの目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所
- ・目的と計画の周知状況が把握できる資料

- 1 - サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。

- ・活動別参加者数
- ・参加者・利用者アンケート等、活動の成果を把握できる資料
- ・活動の成果を検証し、教育サービスの改善を図るための体制等、組織関係図及び議事録等
- ・具体的な改善事例の内容、実績等

評価報告書イメージ

高等専門学校機関別認証評価

評価報告書

〇〇高等専門学校

平成19年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

〇〇高等専門学校

認証評価結果

大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。
(大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていない。その理由は〇〇〇。)

〇〇高等専門学校においては、.....
.....の点が主な優れた点であり、.....
.....の点が主な改善を要する点である。

-1-

〇〇高等専門学校

基準ごとの評価

基準1 高等専門学校の目的

1-1 高等専門学校の目的(高等専門学校の使命・..
1-2 目的が、高等専門学校の構成員に周知されて.....

【評価結果】

基準1を満たしている。(満たしていない)
(評価結果の根拠・理由).....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

-2-

〇〇高等専門学校

基準2 教育組織(実施体制)

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成(学科・..
2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が.....

【評価結果】

基準2を満たしている。(満たしていない)
(評価結果の根拠・理由).....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

- 〇 -

〇〇高等専門学校

選択的評価基準に係る評価結果

選択的評価基準

研究活動の状況

研究の目的を達成するため.....

【評価結果】

目的の達成状況が〇〇〇〇〇
(評価結果の根拠・理由).....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

- 〇 -

〇〇高等専門学校

意見の申立て及びその対応

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

- 〇 -

(以下、参考資料として添付)

〇〇高等専門学校

i 対象高等専門学校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1) 対象高等専門学校名	
.....	
(2) 所在地	
.....	
(3) 学科等の構成	
.....	
(4) 学生数及び教員数	
.....	

- 〇 -

〇〇高等専門学校

ii 目的

〇〇高等専門学校の使命

1
2
教育目標等

1
2
.....
.....
.....

- 〇 -

〇〇高等専門学校

iii 自己評価の概要

基準1

.....
.....
.....

基準2

.....
.....
.....

基準3

.....
.....
.....

- 〇 -

注1) [] は、対象高等専門学校から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。

注2) 「基準ごとの評価」は、基準3～11についても同様に記述します。

注3) 「選択的評価基準に係る評価結果」は、高等専門学校から評価の希望があった場合にのみ記述します。

注4) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。

高等専門学校機関別認証評価実施大綱

評価の目的

機構が、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて実施する高等専門学校機関別認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

高等専門学校機関別認証評価に関して、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること。

高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

（１） 高等専門学校評価基準に基づく評価

この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

（２） 教育活動を中心とした評価

この評価は、全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況の評価を実施します。

なお、高等専門学校の希望に応じて、研究活動の状況や正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況についても、評価を実施します。

（３） 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、高等専門学校評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す高等専門学校評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、高等専門学校が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果(高等専門学校の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する高等専門学校の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の教育研究活動等を適切に評価するため、高等専門学校の教員及びそれ以外の者であって高等専門学校の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象高等専門学校の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各高等専門学校の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を配置します。

ただし、対象高等専門学校に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立高等専門学校、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、高等専門学校評価の目的、

内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

評価の実施方法等

(1) 高等専門学校評価基準の内容

高等専門学校評価基準は、教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況の評価するために、11の基準及び選択的評価基準で構成されています。

11の基準は、高等専門学校の教育活動等の状況を考慮し、機構が高等専門学校として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての高等専門学校を対象としています。

また、選択的評価基準は、希望する高等専門学校を対象として、「研究活動の状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けています。

基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施します。

高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、高等専門学校全体として、また、必要に応じて学科・専攻科ごとに高等専門学校の教育活動等の状況を分析し、記述します。各高等専門学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各高等専門学校の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

機構における評価

- () 11の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、高等専門学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学科・専攻科ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び高等専門学校が独自に設定した観 points の分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行うものです。

また、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評価することとしています。

- () 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。選択的評価基準についても同様の指摘を行います。
- () 高等専門学校全体として、11の基準の全てを満たしている場合に、機関としての高等専門学校が当機構の高等専門学校評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、1つでも満たしていない基準があれば、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査においては、別に定める自己評価実施要項に基づき、各高等専門学校が作成する自己評価書（各高等専門学校の自己評価において根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて調査を実施します。訪問調査においては、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、高等専門学校における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立ての審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

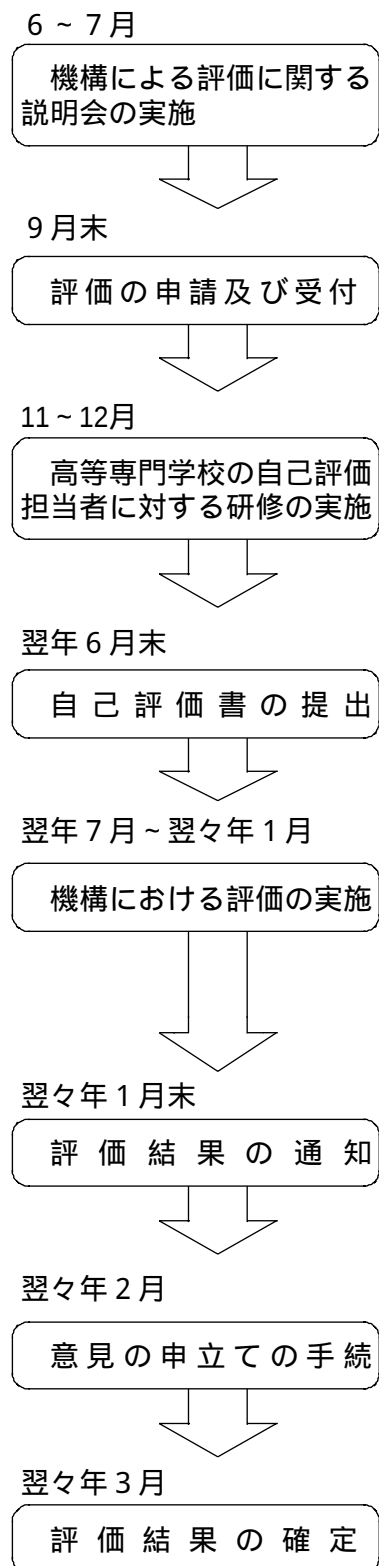
(5) 高等専門学校評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた高等専門学校や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜、高等専門学校評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

（なお、選択的評価基準については、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。）

高等専門学校評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

評価のスケジュール



評
価
担
当
者
に
対
す
る
研
修
の
実
施

- 機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。

- 高等専門学校から評価の申請を受け付けます。

- 高等専門学校の自己評価担当者に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

- 高等専門学校は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

- 機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、高等専門学校から提出された自己評価書に基づく書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果案を作成します。
- 評価結果案は、高等専門学校機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

- 機構は、評価結果を確定する前に対象高等専門学校に通知します。

- 対象高等専門学校は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、意見の申立てを行います。

- 機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、高等専門学校機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。
- 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象高等専門学校及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価結果は，評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は，対象高等専門学校ごとに作成し，対象高等専門学校及びその設置者に提供します。また，印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により，広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は，社会と高等専門学校の双方に開かれた組織であるとともに，高等専門学校評価については，常により良いシステムとなるよう，透明性・客観性を高めることが求められていることから，評価基準，評価方法，評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに，その他の評価に関して保有する情報についても，可能な限り，ウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し，評価に関する法人文書の開示請求があった場合は，「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下，「独立行政法人等情報公開法」という。)により，個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや，法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き，原則として開示します。
ただし，高等専門学校から提出され，機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては，独立行政法人等情報公開法に基づき当該高等専門学校と協議します。

評価費用の徴収

- (1) 評価を実施するに当たって，以下の評価手数料を徴収します。

基本費用	1 6 0 万円
1 学科当たり	2 0 万円
- (2) 評価手数料の納付手続き及び「選択的評価基準」，「追評価」に係る評価手数料等については，別に定めるところによります。

評価の時期

- (1) 評価は、毎年度 1 回実施します。
- (2) 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の 9 月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、高等専門学校から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該高等専門学校の評価を実施します。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から 5 年目以降の年度から申請を受け付けることとします。(高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校については、この限りではありません。)

追評価

高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定めるところにより、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、高等専門学校全体として高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。

変更の届出

高等専門学校評価基準を満たした高等専門学校が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。

高等専門学校機関別認証評価関係法令

〔学校教育法（抄）〕

第五章 大学

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部

科学大臣が、これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

第五章の二 高等専門学校

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四條、第六十八條の三、第六十九条、第六十九條の三（第三項を除く。）、及び第六十九條の四から第六十九條の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

〔学校教育法施行令（抄）〕

第五章 認証評価

（認証評価の期間）
第四十条 法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九條の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

〔学校教育法施行規則（抄）〕

第七十一条の二 大学は、学校教育法第六十九条の三第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第七十一条の七 学校教育法第六十九条の四第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

〔学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抄）〕

（法第六十九条の四第二項各号を適用するに際して必要な細目）
第一条 学校教育法以下「法」という。（第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。）

- 一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。
- 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色

ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たつては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 前項に定めるもののほか、法第六十九条の三第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 財務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

3 第一項に定めるもののほか、法第六十九条の三第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
- 五 第二項 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し職責を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第六十九条の三第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して

整理し、法第六十九条の第三項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第六十九条の第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
- 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第六十九条の第三項の認証評価に係る認証評価機関になつたとする者の認証の基準に係る法第六十九条の第四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

（高等専門学校への準用）

第五条 第一項第一号及び第二項、第二項並びに第三項第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一項第一号第一号中「並びに大学（大学院を含む、短期大学を除く）」に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれとあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）」に、と読み替へるものとする。

（独立行政法人大学評価・学位授与機構法（抄））

第四章 業務等

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 学校教育法第六十八条の二第三項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法第三十五条において読み替へて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令（抄））

（大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関し必要な事項）

第十六条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があつた場合を除き、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十七条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

（独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄））

第六章 評価委員会等

（高等専門学校機関別認証評価委員会）

第十三条 機構は、高等専門学校からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価（以下この条において「高等専門学校機関別認証評価」という。）について審議する高等専門学校機関別認証評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う高等専門学校機関別認証評価に関し必要な事項を定めるについては、高等専門学校機関別認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

3 高等専門学校機関別認証評価委員会は、委員二十人以内で組織し、委員は、高等専門学校の校長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

4 高等専門学校機関別認証評価委員会に、機構が行う高等専門学校機関別認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、高等専門学校の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

6 委員、専門委員は非常勤とする。

7 委員、専門委員の任期その他高等専門学校機関別認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

（独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則）

（目的）

第一条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成十六年規則第一号、以下「運営規則」という。）第十三条第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の任期等）

第二条 運営規則第十三条第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第十三条第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第三条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第五条 委員会の庶務は、評価事業部評価第2課において処理する。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認定評価委員会細則〕

（総則）

第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認定評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認定評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（評価部会）

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる高等専門学校（以下「評価対象校」という。）この状況を調査するため、評価部会を置く。

2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成十六年規則第一号）第十三条第三項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第四項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。

3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営小委員会）

第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第五条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前各項の規定は、専門部会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営小委員会」と、「部会長」とあるのは「運営小委員会」においては「主査」と読み替えるものとする。

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営小委員会」において自己の關係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

（会議の公開）

第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

（雑則）
第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抄）〕

第一章 法人文書の開示

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規

定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL / 042-353-1662

URL / <http://www.niad.ac.jp/>